

# 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

## 第1条（目的）

この規程は、公益財団法人樂美術館（以下「財団」という。）定款第14条及び第29条の規定に基づき、役員等の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2条（定義等）

この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは、明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

## 第3条（報酬等の支給）

役員等は、無報酬とする。

## 第4条（費用）

財団は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

## 第5条（公表）

財団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

## 第6条（改正）

この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

## 第7条（補則）

この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

## 附則（施行期日）

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。